

資料 4

議第 58 号

文教・警察常任委員会資料

平成 25 年(2013 年)3 月 11 日

教育委員会事務局学校教育課

滋賀県立学校の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

魅力と活力ある県立高等学校づくりに向けた滋賀県立高等学校再編計画に基づき、滋賀県立瀬田工業高等学校と滋賀県立瀬田高等学校を統合し、全日制課程と定時制課程を併置する工業学科の高等学校とするため、滋賀県立学校の設置および管理に関する条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 滋賀県立瀬田高等学校を滋賀県立瀬田工業高等学校に統合することとします。

(別表第 2 関係)

(2) この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行することとします。

滋賀県立学校の設置および管理に関する条例 新旧対照表（案）

旧	新																		
<p>本則および付則省略</p> <p>別表第2 高等学校の名称および位置（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td><td></td></tr> <tr> <td>滋賀県立瀬田工業高等学校</td><td>大津市神領三丁目</td></tr> <tr> <td>滋賀県立瀬田高等学校</td><td>大津市神領三丁目</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		滋賀県立瀬田工業高等学校	大津市神領三丁目	滋賀県立瀬田高等学校	大津市神領三丁目	略		<p>本則および付則省略</p> <p>別表第2 高等学校の名称および位置（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td><td></td></tr> <tr> <td>滋賀県立瀬田工業高等学校</td><td>大津市神領三丁目</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		滋賀県立瀬田工業高等学校	大津市神領三丁目	略	
名称	位置																		
略																			
滋賀県立瀬田工業高等学校	大津市神領三丁目																		
滋賀県立瀬田高等学校	大津市神領三丁目																		
略																			
名称	位置																		
略																			
滋賀県立瀬田工業高等学校	大津市神領三丁目																		
略																			